

査読論文

近現代における竹島／独島領有問題の歴史的推移と展望 —ナショナリズム・グローバリズム・ローカリズムの交錯—

坂本 悠一*

要旨

竹島／独島領有を巡る紛争は、かつてなく悪化している日韓関係の重要な要因となっている。本稿は、その平和的な解決のための近現代歴史学からの接近の試みである。まず前提として、近代国際法における領域権原を、近代国民国家がナショナルな利害を貫徹させるために帝国主義列強間で合意したグローバルな領土拡張理論として把握する。しかし欧米とは異なって、隣接諸地域とくに独立国家であった朝鮮を併合した日本帝国主義の境界領域にあつては、こうしたナショナルな「国境」を跨いだ両国の住民のローカルな生業活動が展開されていた。その結果、宗主国である日本の経済開発活動は必然的に被支配下の朝鮮人をも巻き込んで、いわゆる「植民地近代化」作用を齎さずにはおかなかった。1905年に「無主地先占」として合法的に日本帝国の版図に編入された竹島／独島は、10年以降の植民地支配下において、まず鬱陵島在住の日本人の、続いて朝鮮人の漁場ともなっていた。その傾向は、日本人の減少に伴ってますます進行し、植民地末期には事実上朝鮮人のローカルな生業地域として、潜在的な領域権原が成立していた。1945年の日本の敗戦により、GHQ-SCAPは一連の指示により竹島／独島を日本の領域から分離し、その結果として植民地期の潜在権原が顕在化し、まもなく韓国政府の実効支配へと繋がった。しかし1951年9月のサンフランシスコ平和条約では、竹島／独島の帰属は米国の東アジア軍事戦略から曖昧にされ、「ラスク書簡」で日本領と非公式に通告したが、韓国側は条約発効直前の52年2月にいわゆる「大統領主権宣言（李ライン）」を宣布して、同島を囲い込み周辺の警備を強化した。この紛争は日韓会談でも難航し、結局は1965年6月の日韓諸条約のなかの「紛争処理に関する交換公文」で曖昧な決着をみた。このように、国際法的な根拠には乏しいものの、韓国の支配はすでに60年余に及んでおり、これを否定することは実際には不可能である。日本側としては、地域住民のローカルな生活領域という歴史的な権原を尊重し、漁業や自然資源保全の観点から、その領有権を放棄することが望ましい選択肢であろう。

キーワード

竹島／獨島, 近代領域権原, 「無主地先占」, 「固有領土」論, 韓国併合, 「植民地近代化」, 「ラスク書簡」, サンフランシスコ平和条約, 日韓条約

* 執筆 者：坂本悠一

所属／職位：立命館大学社会システム研究所／上席研究員

連絡 先：〒569-0088 大阪府高槻市天王町15-15

E-mail: yu-sakamoto@kjb.biglobe.ne.jp

はじめに一領土問題に向き合う歴史学研究者の基本的姿勢

近年になって日本を巡る領土紛争は、日韓朝間の竹島／独島問題のみならず、尖閣諸島問題、「北方領土」問題として噴出し、東北アジア地域の平和と友好を阻害する重大な要因となっている。これらの領土問題には、それぞれに歴史的淵源が伏在しており、各国の歴史学研究者にとっても、重要な研究課題として突き付けられている。しかし、とりわけ近年になって激化している竹島／独島領有権問題をめぐる論争では、領有権を声高に主張する政治性を帯びた論述が、過剰化している¹。韓国では東北亜歴史財団独島研究所が国家的プロジェクトであるのにたいし、日本では一地方自治体にすぎない島根県竹島問題研究会がそうした国家的課題を担う機関となっている。しかし竹島問題研究会の場合、史資料の発掘にはある程度の成果を挙げてはいるものの、会の公式的主張である「日本固有の領土」という枠組から乖離した見解は、会の出版物からはすべて排除されている²。したがって、筆者は「固有の領土」などといった恣意的前提を全面的に排除して、日韓両国だけでなく米国を含めた関係各国の一次史料をできるかぎり客観的に解釈して一定の結論を得る、という基本的姿勢によって、この課題に接近していきたい。

I. 近代領域権原と領土概念

本稿が対象とする領土問題では、関係各国とも「固有の領土」なる用語が無前提に使用されているが、その語源を辿れば中国の古典『易経』に由来し、漢字文化圏にだけにしか通用しない概念である。したがって、その英文表記については定訳がなく、日本では *'inherent Territory'*, *'a part of Territory'*, *'an integral part of the Territory'* などを使用し、韓国・北朝鮮では *'고유영토'* と対抗的にそれぞれ使用している。まったく非歴史科学的な概念の捏造としか言えない³。

領土問題の歴史学的研究においては、史料的な実証が不可欠であるが、その基準となる基礎的な理論的前提が要請されている。まず、いわゆる「近代領域権原」なるものは、「近代国民国家 (Nation State)」の成立を歴史的前提とした国際法的な概念である。具体的には、1894年に当時のドイツ帝国宰相ビスマルクによって招請され、翌95年2月に調印された「ベルリン一般議定書⁴」が嚆矢となった。それは非欧米地域とりわけアフリカ大陸における領土獲得競争の激化に伴う紛争の防止を目的としていた。なかでも議定書において、領域権原として「無主地先占」が条文化されたことが注目される。その内容は、単なる「発見」による領域支配を根本的に否定し、「実効支配」を不可欠の要素とした領域権原をグローバル・スタンダードな法体系として定式化した。しかしその実態は、近代国家を形成しないアフリカ諸国における先住民の生活領域を、西欧列強による帝国主義的侵略によって自国領に併合するといった行為を

正当化するものであった。この原理は、19世紀末から20世紀初頭にかけて列強間の植民地獲得競争の過程において、一定の調停的役割を果たすものの、ついには第一次大戦という未曾有の世界戦争へと繋がった。要するに、近代国際法なるものは、近代国民国家の枠組みを前提したナショナルな「先進国クラブ」の規範であったことから、これを超越したグローバルな国際基準としては定着せず、国家間の利害対立による大幅な修正という憂き目に遭った。結局は大戦後のサン・ジェルマン条約（1919年8月・連合諸国とオーストリアの講和）によって、無主地先占規定から「事前通告」の義務が削除されるという重要な変更が加えられた⁵。しかし、その概念自体は爾後も存続し、国際司法機関である「常設国際裁判所」（PCIJ・1920年12月設立）および「国際司法裁判所」（ICJ・1946年4月設立）における領域紛争裁定の基準として採用され、判例としてもなお依然として消滅には至っていない。

要するに近代領域権原なるものは、こうした西欧列強間のグローバルな国際的基準としての近代国際法の構成部分として確立されたもの、と言える。近代国際法について、その基本的性格を再度確認しておく、「19世紀に世界的規模にその適用範囲を拡大した当時の国際法のルールは、欧米列強の世界支配に有利な、ある意味でこれを正当化する機能を持った法体系であった」とくに当該問題で争点となる「無主地先占」の概念については、「当時の欧米の『文明国』の基準に照らしてこれに達していないとされたアジア・アフリカの土地は、いかに現地の人々が現実に共同体を形成して平和的に暮らしているようとも、国際法上は無主地とされ、先占による領域取得の対象とされた」との指摘⁶は、肝に銘じておく必要があろう。

さて近代国際法学における領土取得の権原としては、通説的に①「先占（occupation）」②「時効（prescription）」③「割譲（cession）」④「併合（annexation）」⑤「征服（conquest）」⑥「添付（accretion）」の6種が挙げられる⁷。この問題について戦後日本で最も体系的に研究した太壽堂鼎は、古代ローマ法以来の欧州各国における各種の文献を渉猟しつつ、「先占は、地理上の発見以来、非ヨーロッパ地域の獲得を目指すヨーロッパ諸国の、植民地分割の闘争の過程にうちに生まれてきた法原則であった」と喝破したうえ、この先占の要件として、①その主体は国家であること、②その客体は無主の土地であること、③国家が領有の意思をもった行為であること、④実効的な占有として地方的権力の確立を要すること、と定義した⁸。

II. 前近代における竹島／独島領有権

筆者は近現代史研究者であるので、前近代史については一次史料を解読した研究は困難である。したがって本題に入る前に、これまでに日韓両国で通説となっていると判断される成果を自身の理解に拠って整理しておきたい。

1. 6世紀の新羅による「于山国」征服

この史実は『三國史記(新羅本記)』(西暦512年6月条)に初出するが、「于山國に武陵・于山の二島がある」との記録は、遙か後年の李朝時代の『世宗實錄(地理誌)』(1432年)によるもので、「当該國に二島が存在したという」程度の情報しかない。ただし同様の記録は、その後も『高麗史(地理志)』(1451年)、『新增補東國輿地勝覽』(1531年)などの官撰地誌類にも表れている。また17世紀になると、後述する安龍福が日本側に鬱陵(武陵)・子山(于山)ともに朝鮮領土だと主張したとの記述がなされている(『肅宗實錄』卷30・1696年)。しかし、多数の地誌・地図類の歴史の変遷を子細に検討した池内敏の研究によれば、512年以降竹島／独島が一貫して朝鮮領であったという、韓国や北朝鮮で主流となっている領有権主張の根拠には到底なりえない⁹とされる。

2. 17世紀日本の伯耆国商家による「竹島(鬱陵島)経営」

これは1417年に始まった李氏朝鮮王国の「空島政策」に乗じて、鳥取藩米子の^{おおや}大谷・^{むらかみ}村上両家に限定して非公式に許可され実行されたものであった。しかし後述する朝鮮人漁民との競合を受けて、1695～96年には江戸幕府が鳥取藩への調査を独自に行ない、96年には公式に「元禄竹島渡海禁令」を同藩に発出することによって停止された。さらに1838年には、石見国浜田藩の今津屋による密輸事件を契機に「天保竹島渡海禁令」が、今度は全国法令として通達された¹⁰。

3. 安龍福の渡日と「領土交渉」

1693年に空島時代の鬱陵島で密かに漁撈に従事していた^{アンヨンボク}安龍福らは、米子の^{バクオトン}大谷船と遭遇し、彼と朴於屯の2人が鳥取まで連行されたが、対馬を経て朝鮮に送還された。さらに1696年には、鬱陵島と竹島／独島が朝鮮領であることを主張するため、今度は自らの意志で渡日したが、その直前に江戸幕府が「元禄竹島渡海禁令」を発出していたため、実質的には効果はなかった。ただ1693年の鬱陵島での衝突連行が、幕府をして「渡海禁令」を出すに至らしめた日朝交渉の契機となったことは否定できない。しかし彼は朝鮮政府を代表する立場にはない密漁者であり、その行動によって竹島／独島が朝鮮領であることが認定されたことにはならない¹¹。ただし韓国においては、彼を「朝鮮の領土を護った英雄」として評価する見解が教科書などでは大勢を占めている。

以上を要約すると、前近代における竹島／独島の位置は日朝両国の境界領域にあり、こうした史実は近代国家(国民国家)の領有権問題に直接的に繋がるものではない、と考えられる。

Ⅲ. 近代前期（明治期）における竹島／独島領有権

1. 1877年の日本太政官指令

日本の明治維新政府は、1876年10月の島根県による「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺^{うかがい}」を受けて、旧幕府文書などを精査したうえで、翌77年3月「竹島外一島之義、本邦関係無之義^{これなき}」との太政官指令を決定した¹²。これは竹島（鬱陵島）・松島（竹島／独島）ともに日本領土外と解たことであり¹³、過去の江戸幕府による2回の「渡海禁令」と併せて、中央政府が3度に涉りその領有権を否定した、というきわめて重要な事実を意味する。

2. 朝鮮政府による鬱陵島開拓と日本人の侵入

先の明治政府の決定や、度々に渉る「竹島（鬱陵島）開拓願」の却下にも拘わらず、同島に不法に侵入し伐木などに従事する隠岐島民をはじめとした日本人は跡を絶たなかった。これにたいし朝鮮政府は15世紀初頭以来450年以上に渉った「空島政策」を撤回し、1882年に「鬱陵島開拓令」を出して陸地住民の移住を奨励するに至った。また翌83年には朝鮮政府の抗議による日本人の一斉引揚げも実施されたが、その後も侵入渡島は継続された¹⁴。また1902年4月に至って、これら在留日本人の保護と取締のため、釜山^{プサン}領事館の警察官駐在所が設置された。当時同島に移住した朝鮮人は、全羅道巨文島^{チヨルラドコムンド}などからの季節的通漁者を除いて、多数が全島の内陸部に散在して居住し、農業とりわけ初期には火田で開墾した農地での耕作（大豆・大麦・馬鈴薯・玉蜀黍）を主な生業としていた。また漁業については若布・海苔などの採取に限られており、漁業や商業は専ら移住日本人が独占していた¹⁵。

3. 竹島／独島における海驢猟と「独島」呼称

前述のように、鬱陵島に渡島する日本人が増大し、また移住する朝鮮人も累増するなかで、大韓帝国政府は禹用鼎^{ウヨンジョン}を同島に派遣して視察にあたらせるなど、実効支配を強化していった。また竹島／独島にたいする認知も、鬱陵島在住の日韓両国民の間に高まったと考えられ、朝鮮人が同島で海驢^{アシカ}猟を行なった可能性もある¹⁶。しかし当時においては、隠岐島と鬱陵島を往復する日本人の方が実際に見聞する可能性がより高く、それは海驢の大量捕獲を開始する契機となった。また日本海軍も1904年2月の日露開戦を契機に、日本海一帯で軍事要地の調査を実施し、その過程で同年9月25日軍艦新高^{にいたか}が、当時「りゃんこ島」と通称されていた竹島／独島の韓国名が「獨島」であるとの記録を残していた¹⁷ことが堀和生によって明らかにされた。したがって、竹島／独島の「独島」なる呼称はこれをもって嚆矢とし、これ以前に遡及することは史料上困難である。

4. 1900年10月の大韓帝国勅令第41号

こうした情勢のもとで、竹島／独島にたいする認知を強めつつあった韓国政府は、1900年10月25日に「勅令第41号」を公布施行し、鬱陵島を江原道「鬱島郡」に昇格し、その管轄区域を「鬱島全島・竹島・石島」と規定した¹⁸。韓国においては、ここに言う「竹島」は鬱陵島に近接する現「竹嶼」であり、「石島」が現「竹島／独島」に該当するという解釈が、政府だけでなく研究者を含めた圧倒的多数の見解となっている¹⁹。しかし、この勅令には経度緯度で地域が特定されず、「石島」の名称も全羅・慶尙両道の方言の音韻転訛により「独島」と説明されるが確定的な実証はなされていない²⁰。さらに決定的な弱点は、この「石島」にたいする行政権の行使など実効的支配はまったく実施されていないことである。したがって、この勅令は『官報』に掲載されたという公然性を有するものの、国際法的な効力において致命的な欠陥があり、これをもって韓国政府の竹島／独島にたいする近代的な領有権が確立したとは到底言い難い。

5. 1905年大日本帝国による竹島／独島の領土編入

1904年9月29日、隠岐島在住の漁業者であった中井養三郎が、前年に竹島／独島で行なった海驢猟を独占するため、日本の外務・内務・農商務各省に「りゃんこ島領土編入並に貸下願」を提出した。これは、翌05年1月28日に閣議で承認されて「竹島」と命名され、翌2月22日には島根県告示第40号で、「隠岐島司の所管」とされた²¹。しかし、この時期は日露戦争の最中であり、日本海軍はバルチック艦隊との主戦場を鬱陵島と竹島／独島近海と想定しており、すでに04年9月2日には鬱陵島に望楼と電信線を開設し、同年11月には竹島／独島にも、同様の施設の設置予備調査を行っていた。その直後の「領土編入」願書と閣議決定は、海驢猟の保護を表向きの看板としていたが、真の狙いは軍事施設の建設にあったことは、当時の日本政府内でも内務省の強い反対を押し切った肝附兼行海軍水路部長や山座圓次郎外務省政務局長の発言趣旨²²から明らかである。したがって、その目的は帝国主義戦争を遂行するための軍事的なものであったが、当時の竹島／独島はまったく人の住まない国際法定義以前の「無主地」であり、その領土編入を地方的告示であれ公示したことは、当時の国際法上いわゆる「無主地先占」に該当し有効と見なさざるを得ない。

しかし、当時竹島／独島にたいする領有意識を強めつつあった韓国の官民は、自国領土にたいする侵害として認識していたことは否定できない。まず1906年3月28日に島根県竹島調査団が来島するに及んで韓国人として初めてこの領土編入措置の情報に接し驚愕した鬱島郡守沈興澤は、その旨を翌日に江原道観察使李明來に報告し、さらに韓国政府の内部大臣李址鎔と参政大臣朴齊純にも伝達され、彼らはこれを遺憾としたという。また当時の韓国で代表的な新聞『皇城新聞』と『大韓毎日申報』が、その経緯を報道し、いずれも日本による自国領土への侵略と捉えていた²³。なお、竹島／独島おける仮設望楼と電信施設の開設は日本海海戦終了後

の05年8月19日のことであり、実戦のうゑで役割を果たすことはなく、翌年には「竹島漁獵合資會社」に払い下げられた。また編入措置は経度緯度の明記された告示だけでなく、現地調査も実施したうゑで、土地台帳への記載や漁業鑑札の発給も実行されている²⁴。これにたいする韓国側の抗議は、1905年11月のいわゆる「保護条約」により外交権が剥奪されていたことから、不可能であった。こうした経過を総合的に考察すれば、この領土編入は帝国主義的な領土拡張の一環とは解釈できるが、当時の近代国際法の基準に照らして無効とまでは評価できない。

IV. 近代後期（植民地期）における竹島／独島領有権

1. 韓国の保護・併合と竹島／独島

日本帝国主義は日露戦争の勝利によって、ついに1910年8月に韓国を併合し、これによって、鬱島郡も朝鮮総督府慶尚南道キョンサンナムド（大韓帝国期の07年に江原道から移管）の統治下に入り、さらに14年には慶尚北道キョンサンブクドに移管された。在住日本人の人も14年9月には、一時的に2,000名を超えるまで急増し、これは同島総人口の約23%を占めるものであった²⁵。これら移住民の出身地は、島根・鳥取の両県で約8割を占め、島根県ではその過半数が隠岐諸島の出身であった。これら日本人の居住地は郡庁所在地である南面道洞ナムミョントドンに集中し、生業としてはとくに漁業が最多で、公務および商業がこれに次いでいた。他方この時期の朝鮮人は専ら農業に従事していたから²⁶、鬱島島の日朝住民間では、生業面での一種の棲み分け状況が生じ、その限りでは福原裕二の言うように「共棲状態」が続いていた。しかし、その内実を見ると、資力や教育水準の面において日本人植民者の優位は揺るがず、行政面でも歴代島司はすべて日本人で、少数の下級朝鮮人吏員が存在したのに留まる²⁷。

2. 鬱島島漁業の変遷

ところで、当初は日本人がほぼ独占していた鬱島島の漁業について見ると、イカ烏賊漁次いでサバ鯖漁などの沿海漁業が主であり、その豊漁と不漁が定住人口の増減にかなりの影響を及ぼしていた。これにたいし、朝鮮人は農業を生業の中心とし、副業として沿岸での若布・海苔などの採取を行っていたため、人口は安定的に増加し1930年には1万人の大台に達した²⁸。また、前述した竹島／独島における漁業にかんしては、すでに1902年頃に鬱島島在留の日本人（隠岐・天草・志摩地方からの出稼者を含む）たちが、アワビ鮑を採取するために出漁したという記録がある²⁹。翌03年から本格化した海驢漁については、既に述べた中井養三郎ら4名の隠岐島を基地とする「竹島漁獵合資會社」の独占とはならず密猟者が加わった乱獲状態が続き、他方で鬱島島在留の日本漁民が朝鮮人漁夫を雇って出漁する事例が見られる。例えば04年には、「ランコ島（竹島／独島）ニ棲息」する「トドト稱スル海獸（海驢）」を鬱島島民の漁船3艘が計30人の漁師で捕獲を開始したと記録されている³⁰。1905年に中井側が記録した史料によれば、こ

の年に竹島／独島に赴いた密猟者計8組のうち3組は朝鮮人漁夫を伴っており、鬱陵島を基地として出猟したことが確実である³¹。さらに06年5月初旬には、天草漁民約30人が来島し、漁猟会社側と衝突したとの記録もある³²。

次に回遊性魚族である烏賊や鯖などは当時は沿海漁業であったが、漁船をはじめ一定の装備を必要としたから、当初は資金力に優る日本人漁師の独占という状況が続いた。しかし、その後はこうした日本人漁師に雇用されていた朝鮮人漁夫たちも漁業技術の伝習を受け、また資金を蓄えることに成功した少数の漁夫は自前の漁船を所有し独立して漁業を営む者も出現することになった³³。統計史料の得られる1932年と37年の産業別戸数および人口を一瞥しておく、以下のように朝鮮人漁業者の戸数・人口が累増している。

年次	日本人漁業戸数(人口)	朝鮮人漁業戸数(人口)	出典
1932	56(195)	257(1366)	『昭和八年島行政一斑 ³⁴ 』
1937	33(125)	314(1576)	『昭和十三年島勢一斑 ³⁵ 』

このように日本の植民地支配下にあっても、陸地から隔絶された孤島であった鬱陵島においては、日朝両民族が比較的共生して生活する状態のもとで、従来農業にしか生業を得られなかった朝鮮人にも、日本人島民の減少に伴って漁業への進出がみられるようになった³⁶。また竹島／独島における海驢の漁業権は、1914年頃に中井養三郎から子息の養一よういちの名義に継承されたが³⁷、28年頃に実質的に隠岐島在住の有力者であった八幡長四郎やはたちようしろう・橋岡忠重はしおかただしげらに転売された³⁸。また1918～19年頃には「『ウツリヨウ』島の日本人三人が、朝鮮人十数名をひきつれて竹島に来航し、アワビ等多数漁獲していた³⁹」、もしくは21年頃より鬱陵島在住の奥村平太郎おくむらへいたろうは「毎年、朝鮮人多数をひきつれて、竹島に出漁し、主として、アワビ、サザエなどの密漁を行なった⁴⁰」との記録もある。おそらくこれを契機として、25年には根付漁業の権利は八幡・橋岡らから奥村平太郎はまうりに売却(いわゆる「浜売」)された⁴¹。さらに20年代後半から30年代前半にかけて、連年4月下旬から7月下旬にかけて鬱陵島を基地とした動力船が曳航する潜水器漁業が実施されていた⁴²。例えば5トンの発動機船1艘(計5名・うち朝鮮人4名)が潜水器船2艘(計14名乗組・うち朝鮮人12名)を曳航し、1日で鮑約600貫の収穫を得たとされる⁴³。同時に奥村父子は、鬱陵島において缶詰工場を経営していた⁴⁴。このように動力船の発達により、竹島／独島方面への出漁も格段に容易になり、例えば35年5～7月には日本人3名の漁業鑑札により日朝双方の漁夫13名と濟州島の海女と覚しき4名の同島における海驢と鮑の操業状況が写真として残されている⁴⁵。さらに、1938年以降45年まで「竹島漁猟は、九トン、二十トンの二隻の母船と運搬船とを派遣し、潜水器二艘、小舟五隻で漁撈し、乗組員は総勢約四十名で、その内監督者二～三名が日本人で、他は朝鮮人であった⁴⁶」、41年には「サイシュウ島の海女十六名をひきつれ、ウニ獲に渡島した…⁴⁷」とも記録されている。さらに1925年5月には、鬱陵島に慶尚北道の水産出張所が設置され⁴⁸、37年頃には毎年夏季に同島から竹島／独島に向けて「水産試験船が巡回」していた、との報道記事⁴⁹もある。

3. 鬱陵島居住朝鮮人による竹島／独島での漁撈

竹島での漁業免許は名義上島根県の発給したものであったが、その後は海驢の捕獲頭数が、1916-17年当時の約200～300頭から38-39年には100頭前後にまで激減した⁵⁰ことも重なって、隠岐島を基地とした漁業権は事実上鬱陵島民に移転していった。その結果は当事者によっても、「ウツリヨウ島漁民（主として朝鮮人）の跳梁にまかせた」、また「ウツリヨウ島漁民（特に朝鮮人）に竹島における独占的漁獲をほしいままにさせ以て今日における韓国側の漁業実績をつくりあげるに至った」と評価されている⁵¹。こうした鬱陵島からの竹島／独島への通漁は、本来であれば植民地から「内地」への渡航に該当し、朝鮮人にたいしては関釜連絡船（下関～釜山）や阪済航路（大阪～済州島）のように「渡航証明書」の発給が必要なはずであるが、そうした事実は一切確認できない。言い換えれば、1905年の領土編入後間もなく、韓国併合という政治的措置によって隠岐島と竹島／独島間に引かれていた「国境線」が消滅し、竹島／独島は隠岐島の属島から鬱陵島の属島へと転化していたのが実態であった。

その後日本は、1941年末に太平洋戦争に突入するが、その前年の40年8月17日には、竹島は島根県隠地郡五箇村から、海軍舞鶴鎮守府の所轄に移管された。この措置もまた軍事的要請によるものと推察されるが、舞鶴鎮守府所属部隊の各「戦時日誌」類⁵²によっても、海軍が竹島を軍事的に活用した形跡は見あたらない。むしろ41年11月28日の八幡長四郎の出願にたいして漁業を含む土地使用権を付与しており、八幡の権利を譲渡された鬱陵島の奥村亮（前記平太郎の子息）は、大戦中にも竹島／独島において鮑漁を行ない、敦賀や下関に売却している⁵³。これらの史実を総合的に観察すれば、竹島／独島は日本の植民地支配下において、ますます朝鮮人の独島となるという皮肉な結果を招来したと言えよう。したがって、あえて1905年に日本政府が編入しないで、10年の韓国併合を迎えたとしても、ことの成り行きはほぼ同様であったと推察される。結論的に言えば、日本帝国主義の軍事的目的によるいわばマイクロな領土編入措置よりも、植民地支配といういわばマクロな統治行為が、朝鮮人による領有意識を強めたのである。つまり、こうした境界領域においては、国家的ナショナリズムを超越した地域的ローカリズムが優勢となり、解放後の朝鮮人の実効支配に繋がる基礎が形成されていったと考えられる。事実奥村亮の使用人であった鬱陵島民の尹相述・金茂行が、彼の日本への引揚後、その事業を継承したという⁵⁴。

V. 現代（日本の敗戦・朝鮮の解放以後）における竹島／独島領有権

1. 連合国軍による占領政策

1946年1月29日の‘SCAPIN-No.6777’「若干の外郭地帯の日本からの政治上および行政上の分離にかんする覚書⁵⁵」で、竹島／独島もこの分離地域に含められ、「日本の定義」から除外され、施政権が剥奪された。しかし、この措置はポツダム宣言に規定された「諸島嶼の最終的

決定にかんする連合国の政策」ではないとの留保がされた。つづいて同年6月22日の‘SCAPIN-No.1033’「日本の漁業および捕鯨業の許可区域にかんする覚書(通称 MacArthur-Line)⁵⁶」では竹島/独島もその操業地域から除外され、船舶や国民の接触も禁止された。しかし、これについても「国家統治権・国境線・漁業権についての連合国の最終政策ではない」旨の留保があった。ただし米本国では、46年6月24日に‘SWINCC(国務・陸軍・海軍三省調整委員会)59/1’文書「旧日本支配下の委任統治領および周辺の諸島嶼にたいする信託統治などの処理方法にかんする政策⁵⁷」を作成し、「^{チェジュド}濟州島・巨文島・ダジュール(鬱陵)島・リアンクル岩(竹島)…はすべて朝鮮の一部と考えられるべきであり、歴史的にも行政上も朝鮮の一部であって、主として朝鮮人が居住している」と明記されていた。これは対日戦後処理にあたっての米国の原初的認識として注目される。

2. 日本政府による平和条約への準備

1945年11月、日本では吉田茂外相が「平和条約問題研究幹事会」を発足させ、翌46年1月より外務省課長級の職員により研究作業が開始された。そして同年11月以降50年12月に至る間に合計36冊の英文調書が作成されたが、うち7冊が領土問題関係で、第4冊の‘Minor Islands Adjacent to Japan Proper⁵⁸’(47年6月)において、竹島/独島は鬱陵島とともに日本に帰属すべき地理・歴史的根拠があると説明している。これらの調書は、47年1月からGHQのG. アチソン(Acheson)政治顧問(Political Adviser)に秘密裏に手渡され始め、その後任W. J. シーボルト(Siebalt)にも非公式に順次手渡されていった⁵⁹。

3. 米国政府による平和条約の構想

米国政府は、すでに1946年10月から「対日講和委員会」において平和条約の草案起草を開始していたが、その内容は総じて日本にたいして制裁的ないし懲罰的なものであった。例えば47年3月19日に国務省極東局が作成した草案、また同年8月5日に部分改訂された草案では、日本の領土については、日清戦争以降に日本が獲得した領土は、濟州島・巨文島・鬱陵島はもちろん竹島/独島も、経度緯度を明示して放棄すべきであるとされていた⁶⁰。さらに48年1月8日にも、改訂草案が作成されるが竹島/独島の取扱いは前2案と変更がなかった⁶¹。しかしこの過程の最中、米ソ対立いわゆる「冷戦」が激化し、48年9月に朝鮮民主主義人民共和国、49年10月には中華人民共和国が成立した。これを踏まえて米国はソ連・中国などの共産圏諸国を排除しつつ、従来の「制裁的ないし懲罰的」講和を見直すに至る。その中心業務を担ったのが、47年1月に就任したC. G. マーシャル(Marshall)国務長官によって新設されたPPS(政策企画室)で、その初代室長にはG. F. ケナン(Kennan)が抜擢された。

アジア「冷戦」体制を意識した国務省の条約草案としては、1949年9月7日、10月13日、11月2日作成のもの⁶²が知られるが、そこでもなお竹島/独島は日本の領域から除外されてい

た。これは東京のGHQに送付され、シーボルト政治顧問に手交されたが、彼はその内容に強い違和感を覚え、11月14日の電報および19日付の書簡において、とくに竹島／独島（リアンクール岩）について韓国領ではなく日本領に所属させるよう具申した⁶³。その理由としては、「これらの島に対する日本の主張は古くまた妥当と思われ、…安全保障の見地からは、これらの島の上に測候所およびレーダー局を設置できる」として、その軍事的役割に着目している。この意見が国務省において再検討され、49年12月29日の条約草案⁶⁴では、「竹島（リアンクール岩）を日本領土に帰属させる」と明記した。こうした米国草案の転換については、日本側が作成し提供した前記の「領土調書」が大きな影響を与えたものと推測される。また翌50年7月18日の米國務省「解説⁶⁵」では、「竹島…1905年に日本による正式な主張がなされ、見たところ朝鮮による抗議もなく、島根県隠岐支庁の管轄下に置かれた。…竹島は朝鮮名を持っておらず、今までに朝鮮によって主張がなされたことがない」と記され、さらに占領中米空軍の爆撃演習場として使用されたこと（事実1948年6月8日には、米軍機の誤爆により朝鮮人漁民14名が死亡・行方不明となり6名が重軽傷を負った⁶⁶）、および前述の軍事的役割についても繰り返し述べられている。

4. 連合諸国の平和条約草案の変化

1950年1月、D. アチソン（Acheson）が米國務長官に就任すると、ソ連・中国など共産圏諸国が参加する「全面講和」でなくても、米英などいわゆる自由主義諸国による「多数ないし単独講和」を推進すべきと判断した。この路線を遂行するためアチソンは、4月に弁護士のJ. F. ダレス（Dulles）を長官顧問に任命した。彼は従来の条約草案約15案に目を通したうえ、同年6月には韓国および日本（21～28日）を視察し、とくに日本ではGHQ幹部のみならず、両院議長・諸省庁官僚・与野党・労組代表などとも会談した。その滞日中の25日に勃発した朝鮮戦争は、兵站基地としての日本をよりいっそう米国の同盟国として自由主義陣営に留めておく必要性を痛感させたものと思われる。こうした経過の後、国務省は50年9月11日に「対日講和7原則」を策定したが、その第3項「領域」では日本の地理的範囲への言及はまったく除外されていた⁶⁷。こうして、その後の諸草案では、「竹島（リアンクール岩）」を日本領土に変更した49年12月29日草案より変化し、領土帰属を日本から除外するか、まったく触れないものとなっていく。その後ダレスはソ連などを含む関係各国と精力的な協議をおこなったうえ、51年3月23日に改訂草案⁶⁸を策定した。これは竹島／独島の日本帰属を曖昧にしたものであった。その要因として、朝鮮戦争の戦況を反映して北朝鮮が勝利する可能性を考慮したこと、および後述する英国が同島を日本領外と考えていたため、両国間の調整が難航する可能性があったことから、意図的に曖昧な表現が使われた可能性が高い⁶⁹。

他方で英国外務省も、1951年2月の第1次、同年3月の第2次、さらに4月の第3次と講和条約草案を策定した。4月7日に確定した第3次最終草案⁷⁰では竹島／独島を日本領外と規定

し、この草案にたいして日本政府は不満の意思を持っていたが事実上黙認した⁷¹。英国草案にかんする米国との協議は難航し、結局のところ時間切れで竹島／独島の帰属を曖昧にした米国草案がそのままの形で米英共同草案となってしまった⁷²。すなわち51年5月3日の改訂を経て、6月14日に再改訂された米英共同草案⁷³は、同年7月7日に日本政府に内示され、また同月13日には梁祐燦^{ヤンユチャン}初代駐米韓国大使にも示達された。これにたいし韓国政府は同月19日付で、「独島とパラン(波浪)島を朝鮮に帰属させるよう明記する」旨の公文をアチソン米國務長官に手交した。その際ダレス顧問は梁にたいし、「独島及びパラン島の位置とかつて朝鮮領であったかどうか」について質問した。これにたいし梁は、「両島とも鬱陵島の近辺であり、また朝鮮領である」と回答した⁷⁴。しかし、「パラン島」は済州島のさらに南方にある暗礁(現離於島^{イオド})であった。このように韓国側の修正要求なるものは、確たる根拠に乏しいものであったが、その原因については、当時韓国政府が置かれていた時代状況、つまり朝鮮戦争時の1950年8月には釜山に避難して「臨時首都」を置いていたこと、また梁大使は1923年からハワイで開業していた医師で、英語しかできず祖国の事情に疎かったこと⁷⁵が指摘できる。したがって、51年8月10日付のD.ラスク(Rusk)國務次官補による米国側回答⁷⁶は膠もないもので、「独島…平素は無人島であるこの岩礁群は、我々の情報によれば、これまで韓国の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にあります」と、韓国側修正要求を全面的に拒否した。ちなみに「ラスク書簡」の認識に大きな影響を与えたのが、国務省地理担当官であったS. W. ボッグス(Boggs)の7月31日付報告書⁷⁷である。米国外交文書を駆使した鄭秉俊の研究によれば、彼は米国内で「唯一存在する文献的証拠である日本外務省パンフレット(前記1947年6月の「領土問題調査」)の陳述に次第に頼るようになった」とされる⁷⁸。この「ラスク書簡」は、米国の同盟国である韓国にたいする無慈悲な措置とも評価されよう。またこの書簡を巡って、最近では池内敏が「竹島＝独島が日本領と確認された証拠である⁷⁹」との見解であるのにたいし、竹内猛は「当事国を拘束する証拠と言えるか否かは、議論の余地がある⁸⁰」と疑問を呈している。

5. サンフランシスコ平和条約の調印と竹島／独島

サンフランシスコ平和条約は、1951年9月8日に調印された。その朝鮮関係領土条項の全文は「日本国は朝鮮の独立を承認して、済州島・巨文島・鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利・権原・請求権を放棄する」となっており、問題の竹島／独島の領土帰属については一切言及がない。したがって、その解釈を巡っては日本の国際法学者の多数は「日本が放棄した地域から竹島は除外されている」との通説的条文解釈⁸¹を述べている。しかし、この条文自体を根拠にして朝鮮の中に竹島／独島が含まれているかどうかは、判断が困難と言わざるを得ない⁸²。条約締結過程における試行錯誤の経過を踏まえつつ、ほぼ全能の権威を發揮した米国の帝国主義的な魂胆から、どちらにでも解釈できる曖昧さを残したのでないかと思われる。さらに1948

年8月に成立した韓国政府は、「竹島＝独島の統治権を米国軍政庁から継承し行使していた」とする竹内猛の見解⁸³や、「終戦直後から『南朝鮮』領域としてアメリカ太平洋陸軍の米軍政庁下におかれ、韓国が独立するや韓国政府の行政下におかれた」との朴炳渉の見解⁸⁴もある。事実関係は確かにその通りであり、1947年8月には南朝鮮過渡政府と朝鮮山岳会の合同調査が実施され⁸⁵、また鬱陵島の漁民らが大挙して竹島＝独島に渡り操業していたからこそ、前述した米軍機の誤爆事件も起きたものである。ただし、こうした韓国側による実効支配の強化にたいしては、日本側からも、1953年5月3日に島根県と海上保安庁が仕立てた漁業調査船に隠岐島の漁師を乗せ根付漁業を試みた他、47年から65年にかけて島根県の漁業調査船や海上保安庁の巡視船などが、合計42回に渉り竹島／独島を目指して渡航し、うち17回は上陸に成功している⁸⁶。こうした事実は、公式な外交ルートとは別に、周辺近海を巡る両国漁民による生活圏を懸けたローカルな紛争が存在していたことを示唆するものである。こうした曖昧な「国境」地域における領域支配の権原は、欧米の近代国際法の古典的概説においても、「地理的近接性」の概念として、今なお定式化されている⁸⁷。ここでも、境界領域における国家的ナショナリズムを超越した地域的ローカリズムの優勢という法則が看取できる。

ちなみに、こうした韓国側の事実上の統治行為にたいして取った米国政府の対応として、1952年10月3日付で東京の駐日大使館から国務省に送信した秘密書簡⁸⁸は極めて興味深い。これは当時竹島／独島を射爆場として利用していた米極東空軍が、同年9月15日に独島で操業していた船員と海女の存在を確認せずに爆弾を投下し、ついで同月22日には鬱陵島から独島に向かっていた第2次鬱陵島・独島学術調査団が独島付近の海上で爆撃に遭遇したという事件（ともに死傷者なし）を契機に在釜山米海軍司令部にたいし注意喚起を促したものである。内容的に注目されるのは、①この射爆場が日米安全保障条約により日本政府の承認を得ていたこと、②にもかかわらず、「韓国漁夫は定期的に漁業目的でリアンクール岩へ行き」操業していたこと、③国務省は竹島／独島を「ある時期朝鮮王朝の一部であった…日本がその帝国を拡張した時併合された…」と認識していたこと、などである。にもかかわらず米国政府としては、誤爆事故などにより、この領土問題に不用意に巻き込まれないよう慎重な姿勢を堅持している。さらに53年11月30日には、駐日米大使館のW. T. ターナー（Turner）参事官が国務省に宛てた覚書⁸⁹において、米国政府としては「ラスク書簡」の趣旨を堅持し、韓国側が納得しない場合は国際仲裁に委ねるよう勧告している。また関連する重要な文書として、「ダレス電文⁹⁰」がある。これは53年12月19日でワシントンの国務省から東京の駐日大使とソウルの駐韓大使あてに発信された秘密電文であるが、内容は近年の国際司法裁判所（ICJ）の動向を勘案して、米国は日本側に法律的に負担しないようとの趣旨を述べている。「ラスク書簡」を發出したにも拘わらず、米国の帝国主義的で無責任な態度が透けて見える証拠として無視できない。

確かに多くの論者とくに国際法学者が言うように、条文の字面だけをとってみれば「竹島を日本が朝鮮に対して放棄する島の中に含めていない」のはその通りである。しかし、こうした

決着をみるには、大変な紆余曲折があった。結論的に言えば、アメリカ帝国主義の戦略的意図、とくに朝鮮戦争最中の軍事的思惑がこの島の帰属を日本領とする意思を固めたが、「独島義勇守備隊」の駐留(1954年6月)や海洋警察部隊の常駐(同年8月)など、実態は韓国の実効支配を容認した。すなわち日本と同様に米国の目下の同盟国であった韓国はただちに「平和線(李ライン)」(後述)という實力を行使して、警察官憲によるものといはいえ、事実上の軍事占領を今日に至るまで継続している。

6. 日韓条約と竹島／独島の領有問題

「日韓会談」は、平和条約調印から踵を接するかのようになり、早くも1951年10月20日から予備会談が開始されている。そのお膳立てをしたのは、GHQのシーボルト外交局長であり、言わば極東における米日韓「反共軍事同盟」を目指したものであった。しかし52年1月18日に宣布された李承晩イスマン大統領の「海洋主権宣言」いわゆる「李ライン」問題で、出だしから躓く結果を招いた⁹¹。「李ライン宣言」にかんする藤井賢二の研究⁹²によれば、韓国の漁業行政担当者であった池鐵根チチョルケン(商工部水産局漁撈課長)は、対象水域として「東シナ海・黄海の底曳網漁場や済州島東方の旋網漁場のような好漁場」を想定し「竹島周辺の日本海を重要漁場とは捉えていなかった」のであった。しかし、その策定過程で「①対象は水産物のみならず『自然資源鉱物』をも含み」、②「範囲は海洋のみならず大陸棚まで広がり」、③「保護水域ではなく『主権』が宣言される」という重要な変更が加えられた。つまり当初は「マッカーサーラインという韓国漁業にとっての(既得権益の確保)を主目的として発案された」ものに過ぎなかったが、「(日韓会談の交渉材料)ということも強く意識した複合的な目的・性格を持った宣言に変化・発展していた」という竹内猛の見解⁹³が妥当であろう。竹島／独島の領有権をめぐる日韓の応酬を一瞥すると、日本側はこれを「国際法上の問題」と捉えて会談の議題としたい意向が強く、韓国側は「歴史問題」と捉えて議題から除こうとして、議論が噛み合っていない。1961年5月のクーデターで成立した朴正熙パクジョンヒ軍事政権により、その「開発独裁」の資金獲得を主眼とした交渉が推進されることとなった。そして62年12月の「大平正芳おおひらまさよし・金鐘泌キムジョンピル会談」において、「賠償金」名目ではなく「経済協力」として、有償2億ドル・無償3億ドルの資金供与という内容で大筋の妥結がなった。しかし肝心の竹島／独島の領有権問題については、土壇場に至るまで両国の合意は成立しなかった⁹⁴。そして島の「共有」や「爆破」論など、交渉担当者個人による様々なアイデアが水面下で浮上したりするが、結局のところ「解決せざるをもって、解決したとみなす」という極めて曖昧模糊とした密約が締結されたものと推定されている。それは公式的には、65年6月22日に日韓基本条約とともに調印された「紛争処理のための交換公文」という形式を取るが、日本側はこれに竹島問題が含まれると解釈し、逆に韓国側は独島問題を対象外と解釈することで、暗黙の了解に至るという言わば玉虫色の決着であった。この過程を執拗に追及したのは、ロー・ダニエル⁹⁵であるが、密約文書は史料としては提示できず、関係者にたいする

オーラル・ヒストリーという手法によって、辛うじて真相に迫り得たところである。

むすび—竹島／独島領有問題の平和的な解決のために

以上のように、竹島／独島の領有権について、その近現代史的起源を追究すれば、①日本による朝鮮植民地支配、②サンフランシスコ平和条約という多国間協定、③その後の日韓諸条約ということになる。とくに③の日韓条約ではその解決を棚上げし、「密約」で当面を糊塗しようとした。ところが韓国では民主化が進み、1990年代に至っていわゆる「文民政権」（1993年2月に金泳三^{キムヨンサム}が大統領に就任）が誕生するに及んで、こうした「密約」は事実上廃棄され、接岸施設の建設（1995年12月～97年11月）、一般観光客の入島許可（2005年3月申告制・09年6月無制限）など⁹⁶実効支配が強化された。したがって問題解決の直近の手掛かりとしては、日本の植民地支配の精算を曖昧にし、請求権を「経済協力」の美名で誤魔化した日韓諸条約にこそある。韓国側の強硬姿勢はこうした曖昧な精算にたいする異議申し立てでもあると言える。2012年8月10日の李明博大統領^{イミョンバク}の突然の独島上陸も、政権のレームダック状況の打開に領土主権のカードを切ったものと解釈できる。巷間日本側は「領土問題」と解し、片や韓国側は「歴史問題」と解しているとされる場合が多いが、本質は「歴史的に推移してきた領土問題」と言える。したがって、解決の大前提は植民地支配の全面的精算に繋がって来ざるをえないのであるから、1965年の日韓諸条約が看過してきた「慰安婦」「軍人軍属」「強制動員」など、いわゆる戦後補償問題を一括して解決（「慰安婦」問題については、韓国憲法裁判所が2011年8月の判決で両国政府の責任を認定して違憲としたが、15年12月の判決では合憲に覆った）する必要がある。このテーブルは「紛争処理に関する交換公文」によって設定可能であり、これが機能すれば、国際司法裁判所（ICJ）による調停などは無用の長物であろう。そして竹島／独島問題の「共同研究」については、かつて2回に渉る「日韓歴史共同研究委員会」（報告書は2005・10年公開）のように、密室での人選ではなく有識者から相応しい委員を公募し、かつ議題についても韓国側がかつとった「独島問題は議題としない」という態度⁹⁷は取るべきではない。今日の日韓両国における史料発掘やその研究の水準をもって成果を突き合わせれば、解決策は自ずから拓けてくる。あえて私見を提示すれば、100%どちらかのものに帰属するという結論はあり得ないと思われる。本稿で縷々述べ来たような歴史的淵源に照らせば、こうした境界領域においては、国家的ナショナリズムの論理よりも、周辺地域住民の生活を根柢としたローカリズムの論理を優先させるべきである。例えば、「韓国側管理下の自然保護区⁹⁸」という芹田健太郎の提言が既に事実上の現状となっており（1982年11月6日指定）、さらに近年の「韓国による竹島の『現状維持』と自然保護区への設定、日本漁民の漁業権の確保と漁業資源の保全措置などを条件に、日本が今後主権を主張しない⁹⁹」という豊下楯彦の解決策が最も現実的ではないだろうか。そうなれば、これまでの両国間のナショナルな領土紛争を止揚し、

境界領域の住民によるローカルな共生環境を実現することによって、東北アジアでのグローバルな平和的国際秩序を構築できるであろう。その具体化にあたっては、①現行の日韓漁業協定による暫定中間水域での漁業を互恵的に実施する、②環境破壊に繋がる竹島／独島での諸施設(武器類を含む)のこれ以上の増設を中止する、③ローカルな住民交流のための交通手段として周遊航路、例えば境港～隠岐島～竹島／独島周辺～鬱陵島^{ポハン}～浦項のようなルートでの観光遊覧船なども提案したいところである。

註(文献の書誌については「参照文献一覧」に記した)

- 1 坂本悠一 [2014] 参照.
- 2 第3期竹島問題研究会 [2014] 参照.
- 3 朴炳涉 [2005], 内藤正中 [2008], 池内敏 [2015] 参照. さらに外務官僚として、竹島／独島にかんする韓国政府宛「口上書」の作成にも関与したと推定される川上健三 [1966] においても、こうした文言は一切見られない.
- 4 大壽堂鼎 [1955] (同 [1998] 57～64頁). 条文は奥脇直也・小寺彰 [2013] 862頁に抄録.
- 5 大壽堂鼎 [1955] (同 [1998] 65頁).
- 6 中谷和弘他 [2011] 9～10頁(引用部分の中谷執筆).
- 7 大壽堂鼎 [1998] 9～12頁. 許淑娟 [2012] 28～32頁.
- 8 大壽堂鼎 [1955] (同 [1998] 75頁, 19頁). なお大壽堂の竹島領有についての見解は、日本領とする国際法学者の通説と同じである(同 [1966]).
- 9 池内敏 [2012] 215～240頁.
- 10 池内敏 [2012] 37～54頁.
- 11 池内敏 [2012] 152～187頁.
- 12 『太政類典』第2編第96巻(「公文録・内務省之部・明治10年3月」国立公文書館所蔵). 『島根県行政文書(1)』11～34頁に収録.
- 13 堀和生 [1987] 102～106頁. 竹内猛 [2010] 73～77頁. 朴炳涉 [2010(1)] 4～36頁. 池内敏 [2012] 137～149頁. 韓国では정태만 [2012]. ただし堀・竹内・朴らが、いずれも竹島／独島を朝鮮領と捉えているのにたいし、池内はたんに日本領外と述べるにとどめている.
- 14 「韓国鬱陵島事情」『通商彙纂』第234号, 明治35年10月16日附録. 朴炳涉 [2009], 竹内猛 [2010] 80頁. 福原裕二 [2013] 8～9頁.
- 15 朴炳涉 [2010(1)] 参照. また池内敏 [2012] 275～290頁. 福原裕二 [2013] 11・14～15頁.
- 16 召수희 [2011] 参照.
- 17 「新高行動日誌(5)」(JACAR = アジア歴史資料センター・C09050457300・防衛省防衛研究所所蔵). 堀和生 [1987] 110頁.
- 18 『(大韓帝國)官報』第1715号, 光武4(1900)年10月27日. 原文は이기봉 [2012] p.154, 訳文は

- 池内敏 [2012] 370頁.
- 19 이기봉 [2012]. 日本では朴炳涉 [2010 (2)] 39～51頁.
- 20 池内敏 [2012] 242～245頁. なお竹内猛 [2010] は、「直接の文献的証拠は発見されていない」としつつも、朝鮮語方言の音韻転訛の可能性を強く示唆している (89～91・104～107頁).
- 21 『島根県行政文書 (1)』 48～66頁.
- 22 堀和生 [1987] 113～115頁. 朴炳涉 [2013] 50～55頁. 韓国では예영준 [2012]. 肝属・山座発言については、「中井要三郎履歴書」「竹島経営者中井要三郎氏立志傳」. なお山座は、韓国勅令第41号が公布された1900年10月25日当時、漢城駐在日本公使館勤務であった (長谷川俊 [1967]).
- 23 堀和生 [1987] 116～119頁.
- 24 『島根県行政文書 (1)』 157～163頁.
- 25 福原裕二 [2013] 21～22頁.
- 26 「韓國鬱凌島事情」『通商彙纂』明治39年第2号, 同年1月13日. 「鬱島郡誌」『朝鮮總督府月報』第1巻第1号, 明治44年6月. 池内敏 [2012] 275～290頁. 福原裕二 [2013] 29・37～39頁.
- 27 池内敏 [2012] 288頁. 福原裕二 [2013] 29頁.
- 28 福原裕二 [2013] 22～23頁.
- 29 「韓國鬱陵島事情」『通商彙纂』第234号, 明治35年10月16日. 「鬱陵島ニ於ケル農工商ノ狀況」『通商彙纂』明治40年第51号, 同年9月8日. 『竹島漁業の変遷』10頁.
- 30 「鬱陵島現況」『通商彙纂』明治38年第50号, 同年9月3日.
- 31 「竹島海驢實況覚書」『島根県行政文書 (1)』 91～95頁.
- 32 『竹島漁業の変遷』10頁.
- 33 池内敏 [2012] 273～274頁.
- 34 『昭和八年島行政一斑』13頁.
- 35 『昭和十三年島勢一斑』6頁.
- 36 池内敏 [2012] 273～274頁. 福原裕二 [2013] 32～34頁.
- 37 『竹島漁業の変遷』13頁.
- 38 『竹島漁業の変遷』14頁.
- 39 「中井養一口述書」『竹島漁業の変遷』45頁.
- 40 『竹島漁業の変遷』16頁.
- 41 『竹島漁業の変遷』14頁. 「橋岡重忠口述書」同40頁. 「中井養一口述書」同46頁.
- 42 『竹島漁業の変遷』16～17頁. 「奥村亮口述書」同36頁.
- 43 『竹島漁業の変遷』16頁. 「奥村亮口述書」同35頁.
- 44 『竹島漁業の変遷』16頁. 「奥村亮口述書」同36頁.
- 45 「橋岡・池田・八幡家決算書」『竹島—日本の領土であることを学ぶ』.

- 46 『竹島漁業の変遷』17頁。「奥村亮口述書」同36～37頁。
- 47 『竹島漁業の変遷』17頁。「奥村亮口述書」同37頁。
- 48 福原裕二 [2013] 32頁。
- 49 『大阪毎日新聞朝鮮版』昭和12年2月11日付。
- 50 「中井養一口述書」『竹島漁業の変遷』44頁。
- 51 『竹島漁業の変遷』15頁。「中井養一口述書」同46頁。
- 52 1941年12月から45年4月までの「舞鶴鎮守府」「舞鶴防備隊」「舞鶴防備戦隊」「舞鶴警備隊」の各「戦時日誌」で、一部欠号あり(防衛省防衛研究所所蔵・JACAR = アジア歴史資料センター、2015年9月30日閲覧)。
- 53 『竹島漁業の変遷』17頁。「奥村亮口述書」同37頁。
- 54 『竹島漁業の変遷』19頁。「奥村亮口述書」同37頁。
- 55 ‘Governmental and Administrative Separation of Certain Outside Areas from Japan’ 原文は『日本占領及び管理重要文書集』第12巻24～25頁、『GHQ 司令総集成』第3巻1026頁に収録。全訳は竹内猛 [2013] 149頁、抄訳は同2頁より引用。
- 56 ‘Area Authorized for Japanese Fishing and Whaling’ 原文は『日本占領及び管理重要文書集』第12巻141～142頁、『GHQ 司令総集成』第5巻2015頁に収録。全訳は竹内猛 [2013] 151頁、抄訳は同12頁より引用。
- 57 ‘Policy concernig Trusteeship and other Methods of Disposition of the Mandated and other outlying and minor Islands formerly Controlled by Japan’. 原文は ‘U.S. State-War-Navy Coordinating Committe, Policy Files, 1944-47’ に収録。訳文は原喜美恵 [2005] 42頁・竹内猛 [2013] 14頁より引用 (原文の一部が28頁に収録)。
- 58 ‘minor Island in the Pacific, minor Island in the Japan Sea’ 米国立公文書館 (NARA) 所蔵の ‘Records of the United States Department of State relating to the internal Affairs of Japan, decimal file 895. 1945-46’ に収録。原文は “대일강화조약자료집” pp.56-60に抄録。抄訳は塚本孝 [2014] 59～60頁、竹内猛 [2013] 36～37頁による。この調書の取り纏めに当たった川上健三 [1973] によれば、GHQ によって日本政府の行政権が停止された区域のうち「将来その帰属が問題となるべき区域」のための資料として「発見、領有などの沿革、自然環境及びその経営等についてできるだけ客観的な形で叙述した」というが、当該区域のうち竹島を「行政権分離区域としたことなどは全く納得のいかないこと」とも述べている (173～175頁)。また塚本は、調書が米国草案に与えた影響は相対的に小さかった、と評価している (同上64頁)。
- 59 西村熊雄 [1971] 43頁。竹内猛 [2013] 40頁。
- 60 3月草案は、‘Records of Office of Northeast Asian Affairs, relating to the Treaty of Peace with Japan -Subject File, 1945-51’ (以下、‘RONAATPJ’ と略記)。(NARA: LotFile56D527, Box No.1, Folder No. 15)。原文は “대일강화조약자료집” pp.45-51, “독도자료 I” pp.8-11に収録。

- 訳文は塚本孝 [1994] 39頁, 引用は原喜美恵 [2005] 43~44頁, 竹内猛 [2013] 45頁による.
8月草案は, 'RONAATPJ' (NARA: Lot File56D527, Box No.5, Folder No.13). 原文は
“대일강화조약자료집” pp.64-68, “독도자료 I” pp.18-28に収録, 原喜美恵 [2005] 75頁に抄録.
訳文は塚本孝 [1994] 39~40頁, 引用は竹内猛 [2013] 46頁による. 以下講和条約草案の翻訳
の引用については, 原則として最新の訳文による.
- 61 1月草案は, 'RONAATPJ' (NARA: RG59, Bureau of Far Eastern Affairs, LotFile56D527,
Box No.4, Folder No.1). 訳文は塚本孝 [1994] 40~41頁に収録.
- 62 9月草案については邦語文献に記載がなく, WikisouceHP の 'Draft Treaty of Peace with
Japan' に掲載されているが (出典は 'RONAATPJ' NARA: RG59, Bureau of Far Eastern
Affairs, Lot File56D527, Box No.6, Folder No.2), 内容的には朝鮮が領有する島嶼を経度・緯
度で指示し, そのなかに竹島／独島を含めている (HP pp.4-5). 10月草案は, 'RONAATPJ'
(NARA: RG59, Bureau of Far Eastern Affairs, Lot File56D527, Box No.6, Folder No.3). 原
文が “대일강화조약자료집” p.107, “독도자료 I” pp.42-48に抄録されているが, 邦訳はない. 塚
本孝 [1994] 41頁に簡単に, 原喜美恵 [2005] 47~48頁ではやや詳しくその内容を紹介してい
るが, 9月草案と大きな変化はない. 11月草案は, 'RONAATPJ' (NARA: RG89, LotFile56D
527, Box No.6, Folder No.3). 原文は “*Forein Relations of the United State*” (以下 *FRUS* と
略記) 1949. Vol.8. p.900, “대일강화조약자료집” pp.117-119, “독도자료 I” pp.49-57に収録.
訳文は塚本孝 [1994] 41頁, 引用は竹内猛 [2013] 61~63頁による.
- 63 'Comment on Draft Treaty of Peace with Japan, to the honorable Secretary of State,
Washington, from Office of United States Political Adviser for Japan (W. J. Seibalt), 19th
November 1949' (RG59, Decimal File 1945-49, box3515). 原文は “*FRUS*” 1949. Vol.7. p. 900,
“대일강화조약자료집” pp.122-126, “독도자료 I” pp.64-77に収録. 原文の抄録と訳文は塚本孝
[1983] 55頁, 塚本孝 [1994] 42~43頁に収録. 引用は原喜美恵 [2005] 49頁, 竹内猛 [2013]
64~65頁による.
- 64 'Japanese Peace Treaty Files of John Foster Dulles 1947-52. (以下, 'JPTFJFD' と略記).
Memorandum C-43. Confidential U.S. State Department Special Files Japan 1949-51'
(NARA: RG59, Lot File54D423, box12) “대일강화조약자료집” pp. 144-151, “독도자료 I” pp.80-
125. 訳文は塚本孝 [1994] 43頁に収録. 引用は竹内猛 [2013] 64~65頁による.
- 65 'Commentary on Draft Treaty of Peace with Japan' 'RONAATPJ' (NARA: LotFile56D527,
Box No.6, Folder No.3). “대일강화조약자료집” pp.162-164. 邦訳は塚本孝 [1994] 44頁に収録.
引用は竹内猛 [2013] 67頁による.
- 66 森田芳夫 [1973] 162頁.
- 67 “*FRUS*” 1950. Vol.6. pp.1296-1297. 『日本外交文書』「サンフランシスコ平和条約 (対米交渉)」
96-98頁.

- 68 'Memorandum attached to Provisional Draft of Japanese Peace Treaty, 22th March 1951' 'RONAATPJ No.6 (NARA: RG59). 原文は“*FRUS*” 1951. Vol.6. Part1. p.945, “독도자료 I” pp.292-298. 『日本外交文書』「サンフランシスコ平和条約(対米交渉) 333~341頁, 訳文は同 341~347頁, 塚本孝 [1994] 45頁, 原喜美恵 [2005] 56頁に収録. 引用は竹内猛 [2013] 78頁, 朴炳涉 [2014 (2)] 40頁による.
- 69 原喜美恵 [2005] 57頁. 竹内猛 [2013] 89頁. 朴炳涉 [2014 (2)] 59~61頁. なお, この当時の朝鮮戦争の戦況を見ると, 中国義勇軍の加勢を得た朝鮮人民軍が反撃に転じ, 1951年1~3月にかけて韓国の首都ソウルを再占領する状況であった.
- 70 'Provisional Draft of Japanese Peace Treaty (United Kingdom)' National Archives of the United Kingdom (NAUK) FO371/92538, FJ1022/222に収録. 原文は“대일강화조약자료집” pp.206-210, “독도자료 I” pp.299-336. Wikisource 'Draft Treaty of Peace with Japan' pp.13-14に掲載. 邦訳は塚本孝 [1994] 46頁に収録. 訳文は原喜美恵 [2005] 58頁, 竹内猛 [2013] 81頁, 朴炳涉 [2014 (2)] 40~45頁による.
- 71 外務省は, 1951年4月21日付で「英国草案に対するわが方の逐条的見解について」という極秘文書(『日本外交文書』「サンフランシスコ平和条約(対米交渉) 396~406頁)を作成したが, その「第1章領域條項」において, 「英案の如き経緯度による詳細な規定振は, 日本国民に対し領土の喪失感を強く印象⁷⁷づけるので感情上面白くない」(397頁)と論評していたが, 通告しなかった.
- 72 정병준 [2010] pp. 567-575, 竹内猛 [2013] 84~86頁.
- 73 “*FRUS*” 1951. Vol.6. Part1. pp.1119-1120, “대일강화조약자료집” pp.218-229, “독도자료 I” pp.442-444, 『日本外交文書』「サンフランシスコ平和条約(対米交渉) 529~549頁に収録. 訳文は塚本孝 [1994] 47頁, 原喜美恵 [2005] 61頁, 竹内猛 [2013] 88頁, 朴炳涉 [2014 (3)] 58頁による.
- 74 韓国政府の公文は, 'JPTFJFD' (NARA: RG59, Lot File54 D423, Box No.8, Korea). 原文は“*FRUS*” 1951. Vol.6. Part1. pp.1202-1203に収録. 原文と邦訳は塚本孝 [1983] 61頁, 塚本孝 [1994] 48頁に収録. 訳文は原喜美恵 [2005] 63頁, 竹内猛 [2013] 99頁による. 梁大使とダレス顧問の会談記録は, 'JPTFJFD' (NARA: RG59, Lot File54D423, Box No.8). 原文は“*FRUS*” 1951. Vol.6. Part1. pp.1202-1206, “대일강화조약자료집” pp.248-249, “독도자료 II” p.15-19に収録. 原文と邦訳は塚本孝 [1994] 49頁に収録. 引用は竹内猛 [2013] 100頁による.
- 75 You Chan, Yang [1954] p.47 (アメリカ政治社会科学学会編・好本康雄訳 [1956] 123頁) および竹内猛 [2013] 101頁, 朴炳涉 [2014 (3)] 62頁による.
- 76 'JPTFJFD' (NARA: RG59, Lot File54D423, Box No.8, Korea). 原文は“*FRUS*” 1951. Vol.6. Part1. p.1203. foot note3, “대일강화조약자료집” pp.204-205, “독도자료 II” p.114に収録. 原文と邦訳は塚本孝 [1983] 62頁, 塚本孝 [1994] 50頁に収録. 訳文は原喜美恵 [2005] 63~64頁,

- 竹内猛〔2013〕101～102頁，朴炳涉〔2014（3）〕62～63頁による。
- 77 ‘Office Memorandum, 31th July, 1951, to NA-Mr. Robert A. Fearey, from OIR/GE-S. W. Boggs, Parando and Dokdo (island)’, “대일강화조약자료집” p.253, 정병준〔2010〕p.760・図8-12に収録。
- 78 정병준〔2010〕p.765.
- 79 池内敏〔2012〕297頁。
- 80 竹内猛〔2013〕109～110頁。
- 81 高野雄一〔1962〕69頁，太壽堂鼎〔1998〕149～150頁，芹田健太郎〔2010〕181～182頁など。
- 82 外務省情報局が，1951年8月4日に公表した「日本国との平和条約草案の解説」（『日本外交文書』「サンフランシスコ平和条約（対米交渉）」）では，「朝鮮の範囲には済州島，巨文島，及び鬱陵島が含まれることになっているが，これらは終戦前も朝鮮総督府の行政管轄下にあった島である」（674頁）と記し，竹島／独島の帰属には一言も論及していない。したがって，竹内猛〔2013〕は，「竹島＝独島が含まれているとも，含まれていないとも証明することは困難」（108頁）とし，また朴炳涉〔2014（3）〕も「竹島＝独島が含まれるのかどうかに関してはいかなる解釈も不可である」（71頁）との通説批判をおこなっている。
- 83 竹内猛〔2013〕92・97・109頁。
- 84 朴炳涉〔2014（2）〕49頁。
- 85 정병준〔2010〕pp.131-132.
- 86 박병섭〔2015〕表1・3・4参照。なおより公式的な資料によれば，竹島／独島の近海に侵出した巡視船は，1953年だけでも合計16回を数える（海上保安庁〔1979〕28～29頁）。
- 87 Jennings, Watts〔1992〕p.690. 許淑娟〔2012〕35頁。
- 88 文書名は‘Koreans on Riancourt Rocks (From: Am-embassy, Tokyo, 3th October 1952, to The Department of State, Washington)’原文は，“독도자료Ⅱ” p.86，内藤正中・朴炳涉〔2007〕333～336頁に収録。訳文は同328～330頁および塚本孝〔2007〕80頁所収。なお，朴炳涉〔内藤・朴2007〕が「アメリカの『竹島＝独島は朝鮮王朝の一部であった』という認識が文書により明らかになった」（326～327頁）と強調しているのにたいし，塚本孝〔2007〕は，これを否定している（80頁）。
- 89 ‘Memorandum by Willam T. Turner, Subject: Memorandum in (1953. 11. 30) regard to the Riancourt Rocks (Takeshima Island) Controversy’. “대일강화조약자료집” pp.280-251, 정병준〔2010〕p.947.
- 90 ‘Telegram by Secretaey of State Dulles to Seoul (No.398), Tokyo (No.1198) 19th December 1953. RG84. Japan Tokyo Embassy, CGR. 1953. Box. 23’ “독도자료Ⅲ” pp.209-211, 정병준〔2010〕pp.947-948に収録。
- 91 藤井賢二〔2004〕参照。なお竹島／独島の領有権問題は会談の議題には直接にはのぼらなかつ

たが、「李ライン」宣布直後の1月28日、日本外務省は韓国政府宛の口上書で、初めてその領有権を主張し、以降双方の口上書による論争が開始された(池内敏〔2015〕81~85頁)。

- 92 藤井賢二〔2002〕104頁。
 93 竹内猛〔2013〕114頁。
 94 崔基植〔2011〕参照。
 95 ロー・ダニエル〔2008〕参照。
 96 울릉군〔2012〕。
 97 木村幹〔2010〕。
 98 芹田健太郎〔1999〕252~253頁、同〔2010〕313頁。
 99 豊下楯彦〔2012〕140頁。

参考文献一覧 (참조문헌일일)

- I. 日本語 (編著者の50音順・刊行年はすべて西暦に統一し、刊行月は省略した)
 アメリカ政治社会科学学会編・好本康雄訳〔1956〕『新生アジアとアメリカ外交』一橋書房
 池内敏〔2012〕『竹島問題とは何か』名古屋大学出版会
 池内敏〔2015〕「『竹島は固有の領土である』論」『歴史評論』第785号
 海上保安庁〔1979〕『海上保安庁三十年史』海上保安協会
 川上健三〔1966・96復刻〕『竹島の歴史地理学的研究』古今書院
 川上健三〔1973〕「連合国の占領及び管理下における外交」鈴木九萬監修『終戦から講和まで』(『日本外交史』第26巻)鹿島研究所出版会
 木村幹〔2010〕「『日韓歴史共同研究』をどうするか—当事者の観察」『現代韓国朝鮮研究』第10号
 坂本悠一〔2014〕「竹島／独島領有権論争の研究史的検討と課題—戦後日本における近現代史分野を中心に」『(立命館大学)社会システム研究』第29号
 芹田健太郎〔1998〕『島の領有と経済水域の確定』有信堂高文社
 芹田健太郎〔2002改訂2010〕『日本の領土』中央公論新社
 第3期竹島問題研究会〔2014〕『竹島問題100問100答』(『Will』3月増刊号)ワック
 太壽堂鼎〔1955〕「国際法上の先占について」『(京都大学)法学論叢』第60巻第5号(1998所収)
 太壽堂鼎〔1966〕「竹島紛争」『国際法外交雑誌』第64巻第4・5号(1998所収)
 太壽堂鼎〔1998〕『領土帰属の国際法』東信堂
 高野雄一〔1962〕『日本の領土』東京大学出版会
 竹内猛〔2010〕『竹島／独島問題「固有の領土」論の歴史的検討(前編)—江戸時代から明治時代まで』著者
 竹内猛〔2013〕『竹島／独島問題「固有の領土」論の歴史的検討(後編)—第2次世界大戦後の展開』著者

- 崔基植〔2011〕「韓日会談における独島領有権問題—韓国と日本外交文書における実証的分析」李鐘元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ（脱植民地化編）』法政大学出版社
- 塚本孝〔1983〕「サンフランシスコ条約と竹島」『（国立国会図書館調査立法考査局）レファレンス』第357号
- 塚本孝〔1994〕「平和条約と竹島（再論）」『レファレンス』第518号
- 塚本孝〔2007〕「サンフランシスコ条約における竹島の取り扱い」『竹島問題に関する調査研究』最終報告書
- 塚本孝〔2014〕「竹島に関する英文説明資料（1947年外務省作成）をめぐって」『島嶼研究ジャーナル』第4巻第1号
- 豊下梢彦〔2012〕『「尖閣問題」とは何か』岩波書店
- 内藤正中・朴炳涉〔2007〕『竹島＝独島論争—歴史資料から考える』新幹社
- 内藤正中〔2008〕『竹島＝独島問題入門—日本外務省『竹島』批判』新幹社
- 中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良〔2011〕『国際法（第2版）』有斐閣
- 西村熊雄〔1971〕『サンフランシスコ平和条約』（『日本外交史』第27巻）鹿島研究所出版会
- 朴炳涉〔2005〕「竹島＝独島は『固有領土』か」『飛礫』第47号
- 朴炳涉〔2009〕「山陰地方民の鬱陵島侵入の始まり」『（鳥取短期大学）北東アジア文化研究』第30号
- 朴炳涉〔2010〕「明治時代の鬱陵島漁業と竹島＝独島（1）（2）」『北東アジア文化研究』第31・32号
- 朴炳涉〔2011〕「竹島＝独島漁業の歴史と誤解（1）（2）」『北東アジア文化研究』第33・34号
- 朴炳涉〔2013〕「日露海戦と竹島＝独島の軍事的価値」『北東アジア文化研究』第36=37号
- 朴炳涉〔2014〕「サンフランシスコ講和条約と千島・竹島＝独島問題（1）（2）（3）」『北東アジア文化研究』第38・39号
- 長谷川俊〔1967〕『山座圓次郎』時事通信社
- 原喜美恵〔2005〕『サンフランシスコ平和条約の盲点—アジア太平洋地域の冷戦と「戦後未解決の諸問題」』溪水社
- 福原裕二〔2013〕『たけしまに暮らした日本人たち—韓国鬱陵島の近代史』風響社
- 藤井賢二〔2002〕「李承晩ライン宣布への過程に関する研究」『朝鮮学報』第185輯
- 藤井賢二〔2004〕「李承晩ラインと日韓会談—第1～3次会談における日韓の対立を中心に」『朝鮮学報』第193輯
- 許淑娟〔2012〕『領域権原論—領域支配の実効性と正当性』東京大学出版会
- 堀和生〔1987〕「1905年日本の竹島領土編入」『朝鮮史研究会論文集』第24集
- 森田芳夫〔1973〕「日韓関係」吉澤清次郎監修『講和後の外交（1）対列国関係（上）』（『日本外交

史』第28卷) 鹿島研究所出版会

ロー・ダニエル (Roh Daniel) [2008] 『竹島密約』 草思社

II. 한국어 (韓國語. 한글)

김수희 (金秀姬) [2011] “죽도의날” 제정 이후 일본의 독도 연구 동향—이케우치 사토시의 “석도” 논의를 중심으로’ (“嶺南大學校獨島研究所) 獨島研究” 第10号

박병섭 (朴炳涉) [2015] ‘광복후 일본의 독도 침략과 한국의 수호 활동’ “獨島研究” 第18号

이기봉 (李起鳳) [2012] ‘순한국말지명과 한자 표기의 관계를 통해 본 石島·獨島 고찰’ 정영미 (鄭英美) 의 “근대 이행기의 한일 경계와 인식에 대한 연구: 독섬 (石島) 과 Liancourt Rocks 를 중심으로” 동북아 역사재단 (東北亞歷史財團)

에영준 (芮榮俊) [2012] “독도 실록 1905” 책발

정병준 (鄭秉俊) [2010] “독도 1947: 전후 독도 문제와 한·미·일 관계” 들베게

정태만 (鄭泰萬) [2012] “태정관 지령이 밝혀주는 독도의 진실” 조선뉴스프레스 (朝鮮 뉴스프레스)

III. European & American (歐米語 · Alphabetical Order)

Robert Jennings, Arthur Watts edis. [1992] “*Oppenheim’s International Law*” 9th edi. Vol.I. Peace. parts 2~4 (Harlow, UK)

You Chan, Yang (양유창) [1954] ‘The Aspirations of Korea’ “*America and New Asia / The Analysis of The American Academy of Political and Social Science*” (Pennsylvania, USA)

史資料 (사차료)

『太政類典』 第2編第96卷 (「公文録 · 内務省之部 · 明治10年 3月」 国立公文書館所藏)

外務省通商局 『通商彙纂』 第1~185卷, 明治14~大正2年 (復刻版, 不二出版, 1988~1997年)

『(大韓帝國) 官報』 第1715号, 光武4 (1900) 年10月27日.

「新高行動日誌 (5) 明治37年 9月25日」 (JACAR = 아시아歷史資料센터 · C09050457300 · 防衛省防衛研究所所藏).

「中井要三郎履歷書」 竹島漁獵合資會社 『行政諸官廳往復雜書類』 明治38年 (中井甚三郎原藏 · 島根県庁所藏)

奥原碧雲 「竹島經營者中井要三郎氏立志傳」 明治39年 (島根県竹島問題研究会 『「竹島問題に関する調査研究」 最終報告書』 2007年)

朝鮮總督府 『朝鮮總督府月報』 第1~5卷, 明治44~大正4年

鬱陵島 『昭和八年島行政一斑』 刊年不詳 (韓國國立中央圖書館所藏)

鬱陵島 『昭和十三年島勢一斑』 1938年 (韓國國會圖書館所藏)

「鬱陵島」 『大阪毎日新聞朝鮮版』 昭和12年 1月5日~17日付

「舞鶴鎮守府」 「舞鶴防備隊」 「舞鶴防備戰隊」 「舞鶴警備隊」 各 「戰時日誌」 (昭和16年12月~20年

- 4月, 1部欠号あり) (防衛省防衛研究所所蔵・JACAR = アジア歴史資料センターHP)
- “*Foreign Relations of the United States (FRUS)*” (米国外交文書) 各年版
- 速水保孝編『秘竹島漁業の変遷』外務省アジア局第二課, 1953年
- 竹前英治監修『GHQ 司令総集成』全15巻, エムティ出版, 1973年
- 外務省編『日本占領及管理重要文書集』1949～51年 (『日本占領重要文書』日本図書センター, 1989年)
- 이석우 (李碩祐) 편 “대일강화조약자료집 (對日講和条約資料集)” 동북아역사재단 (東北亞歴史財團) 2006年
- 外務省編『日本外交文書』「サンフランシスコ平和条約 (対米交渉)」2007年
- 박홍갑 (朴洪甲) · 박진희 (朴鎭希) 편 “독도자료 (獨島資料)” I～III, 국사편찬위원회 (國史編纂委員會) 2008年
- 島根県総務部総務課編『島根県行政文書 (1)』(竹島関係資料集第2集) 2011年
- 島根県・島根県教育委員会他『竹島—日本の領土であることを学ぶ』2012年
- 울릉군 (鬱陵郡) “군정주요기본통계 (郡政重要基本統計)” 2012年
- 奥脇直也・小寺彰編『国際条約集 (2013年版)』有斐閣, 2013年
- 'Draft Treaty of Peace with Japan' Wikisource HP (2014年7月9日最終更新)

근현대 독도 / 다케시마 영유문제의 역사적 추이와 전망
—내셔널리즘, 글로벌리즘, 로컬리즘의 교착—
사카모토 유이치 *

Abstract (요지)

독도 / 다케시마 (竹島) 영유를 둘러싼 분쟁은 최근 한일관계가 역사상 최악의 상황으로 되어버린 중요한 요인이다. 본 논문은 이 문제를 평화적으로 해결하기 위한 근현대사 연구이다. 우선 그 전제로서, 근대 국제법의 영역 권원을 근대 국민국가가 내셔널리즘적 이해를 관철시키기 위해 제국주의 열강끼리 합의한 글로벌적인 영토확장 논리로 파악한다. 그러나 일본제국은 구미제국과 달리 인접지역, 특히 독립국가였던 한국을 병합하였다. 일본제국과 한국의 경계영역은 뚜렷하지 않았고 양국 주민들은 내셔널리즘적 “국경”을 넘나들며 로컬리티적 생업활동을 전개하였다. 그 결과 종주국인 일본의 경제개발 활동은 필연적으로 피지배민인 조선인들까지도 끌어들이게 되었다. 이른바 “식민지근대화” 작용을 확대할 수 밖에 없었다. 일본제국은 일러전쟁 과정에서 독도 / 다케시마를 자국 영토로 편입시켰다. 이 때문에 1910년 한일병합 이후 독도는 울릉도에 있던 일본인들이 어장을 점령하여 사용하였다. 식민지 지배가 안정된 뒤에는 조선인들도 그곳에서 어업활동을 하게 되었다. 심지어 식민지 말기에는 일본인이 감소함에 따라 사실상 조선인들의 로컬리티적 생업지역으로서 잠재적 영역 권원이 성립되었다. 1945년 일본이 패전한 후 GHQ-SCAP는 일련의 지시를 통해 독도 / 다케시마를 일본 영역으로부터 분리시켰다. 그 결과 식민지 시기부터 조선인들의 잠재적 권원이 두드러졌고 곧 한국 정부의 실효지배로 이어졌다. 그러나 1951년 9월 샌프란시스코 평화조약에서는 독도 / 다케시마에 대한 귀속여부가 미국의 동아시아 군사전략으로 인해 애매하게 처리되었다. 심지어 “라스크 서한”에는 일본령으로 비공식 통고되기도 하였다. 그렇지만 한국측은 조약 발효 직전인 1952년 2월에 이른바 “대통령주권선언 (이승만라인)”을 선포하여 실효지배를 강화했다. 이 영유분쟁은 한일국교정상화 교섭과정에서도 난항을 거듭하다가 결국 1965년 6월 한일조약과 함께 체결된 “분쟁처리에 관한 교섭공문”에서 애매하게 마무리되었다. 이렇듯 국제법적 근거는 부족하지만 한국이 독도를 지배한 것은 이미 60 여년에 이르렀다. 사실상 이것을 부정하는 것은 불가능하다. 일본 정부는 지역주민들의 로컬리티적 생활영역이라는 역사적 권원을 존중하여 어업이나 자연자원보전 관점에서 독도 / 다케시마 영유권을 포기하는 것이 바람직한 선택이라 생각한다.

Keywords (키워드)

독도 / 다케시마, 근대영역권원, ‘무주지선점’, ‘고유영토’론, 한국병합, ‘식민지근대화’ ‘라스크 서한’, 샌프란시스코 평화조약, 한일조약

* Correspondence to: SAKAMOTO Yuichi
Senior Resercher, The Institute of Social Systems Ritsumeikan University
15-15 Tenno-cho, Takatsuki, Osaka 569-0088 Japan
E-mail:yu-sakamoto@kjb.biglobe.ne.jp